

## 有機農業普及支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、山梨県の有機農業の推進を図るため、有機農業に取り組む農業者集団が、有機農業により生産された農産物の消費者理解の促進や販路開拓に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助金の交付対象等)

第2条 この補助金は、有機農業に取り組む農業者集団（3戸以上の農業者が組織する団体で規約等の定めがある団体に限る。以下「事業実施主体」という。）が実施する事業に要する経費について交付するものとし、補助対象経費及び補助率等は別表のとおりとする。

### (補助金の交付申請等)

第3条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、すみやかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を事業実施主体に通知するものとする。

### (補助金の交付条件)

第5条 規則第6条に規定する補助金の交付条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 規則第6条第1項に規定する軽微な変更は、別表の欄のとおりである。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容変更（軽微な変更を除く）をしようとする場合は、補助金変更承認申請書（様式第3号）により知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）により知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込のない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

### (補助金の交付)

第6条 補助金は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いをすることができるものとする。

2 事業実施主体は、前項の規定により概算払いを受けようとする場合は、補助金概算払請求書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による実績の報告は、補助金実績報告書(様式第6号)により、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して、1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

(財産の処分制限)

第9条 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具(以下「取得財産等」という。)については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して別に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けずに、財産処分等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 事業実施主体は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第7号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第10条 補助金の交付を受けた事業実施主体は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しなければならない。

附則

この要綱は、平成21年4月8日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

別 表

補助対象経費	補 助 率	軽 微 な 変 更
<p>1 事業実施主体が行う有機農業により生産された農産物の消費者理解の促進や販路開拓の事業に要する需用費（消耗品費等）、備品購入費（1件あたり3万円以上の物品の購入）、使用料及び賃借料、委託料で、具体的には次に掲げる内容とする</p> <p>（1）販売店への販売コーナーの設置</p> <p>（2）商談会への出展</p> <p>（3）ネット販売等に対応する資材の作成</p> <p>（4）その他販売促進にかかる取組</p>	<p>当該補助事業費の2分の1以内</p>	<p>1 補助対象経費の欄の（1）から（4）の事業内容の各費目間におけるいずれか低い額の20%以内を増減させる場合</p> <p>2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合</p>